

「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民の意見聴取

平成 23 年 11 月 7 日（月）15：00～17：00

さいたま新都心合同庁舎検査棟

発言者：意見発表者 23

ただいまより、発表させていただきます。私は、埼玉県熊谷に住んでおります、●●と申します。これまで、水道事業に長く従事していた経験に基づきまして、ハッ場ダムの必要性について発表させていただきます。はじめに今回の検証結果についてでございますが、ハッ場ダムの検討報告書、素案の総合的な評価におきまして、ダム案が最も有利であると示されておりますが、当然の結果であると考えております。

埼玉県の水道事業は、地下水と河川表流水を水源と致しまして、給水しておりますが、水利権量の約 3 割が豊水暫定水利権でございますので、渇水時には更に厳しい取水制限になるなど、不安定な給水を強いられております。これまで本県では、度々渇水に見舞われまして、大変に苦慮した経験がございます。特に平成 6 年と平成 8 年の大渇水では、長期にわたりましての渇水でございましたので、生活に大変ご不便をかけた経緯がございます。ひとたび渇水になりますと、取るべき対応といたしましては、水道の給水の圧力を減じて、使用量を減少させるなどの方法をとることになっておりますが、その他には、水の使用量を削減するために、節水ビラを配布したり、また、節水型機器の普及促進を促進したり、水を大量に使う事業所に節水要請をしたり、そういうことで、取水制限を行ってきております。また、P R 活動を行う他には、私も前に水資源課にいましたけれども、神社仏閣等でお祈りをするような方式しかありませんでした。このような状況を解消するには、水道事業者はいつでも、どこでも、必要な水量を県民に給水するためには、ダムなど、貴重な水源施設を可能な限り確保しておくべきであると考えております。そして、利根川、荒川水系の水資源開発施設における、利水安全度をアップさせ、ライフラインである水道を安定的に給水するように努めていかなければならないと思っております。更に、利根川上流 8 ダムの夏期制限容量であります 7 月 1 日から 9 月 30 日の間において、菌原ダムでは既に試験的に実施しております弾力的なダム運用について、利根川上流の他のダムにおいても是非取り組んでいただきたいとお願いしているところでございます。本県の水道は、昭和 30 年後半の高度成長期に伴う急速な人口増加を背景に地下水の過剰くみ上げによりまして、2m 近くの地盤沈下が発生しております。その対応策といたしまして、地下水から河川表流水に転換したわけでございます。転換の時期が遅かったため、ダム等の水資源開発施設に参画する時期が、東京などに比べまして、大変遅れたため、水資源の確保には、大変厳しいものがありました。本県では、水道の安定給水を実現するために、ダムをはじめ、農業用水や工業用水の有効活用など色々な方策と水源開発に努めてきたところでございます。ここでちょっとお話は変わりますが、今年の 6 月末頃に、長野原町にあります、ハッ場ダム施設を視察させていただきましたが、もう現に付替道路につきましては、だいぶ完成し供用開始している区間もございました。また、鉄道の付替工事におきましても、長野原駅の手前の駅側を残し、だいぶ移設工事が進んでおります。新設された道路の供用開始に伴って水没を予定しておりました、家屋に住んでいた地元の方々が、高台の住宅地へ転居が進んでおりました。また、地元の水没予定者の小中学校は、吾妻川左岸側の高台に新しい校舎が完成し、生徒が学んでいる様子を拝見致しました。そして、川原湯温泉駅や温泉旅館の移転先となる、旅館街についても、吾妻川右岸側の高台に移転するための造成工事が急ピ

ッチで進んでおりました。八ッ場の工事進捗は、今話したように、だいぶ進んでおります。今まで、道路や鉄道の切り回し工事を実施しておりまして、事業ベースで約75%、4分の3の進捗と聞いております。これほどまでに、移設補償工事が進んでいる中で、ダム本体の建設を中止にするという非民主的なやり方は、「地元の方々は大変に憤りを感じているのではないかな。」と心配しているところでございます。これまで、特定多目的ダム法に基づいて、八ッ場ダムの建設に関わる事業費については、費用負担してきたダム使用权の設定予定者は、一体どうしたら良いのか、と考えていることだと思われま。八ッ場ダムは、特定多目的ダム法によりまして、建設が進められてきたわけですが、特ダム法は、多目的ダムを新築する時には、その建設に関する基本計画を策定し、目的、位置、規模、ダム使用权の設定者、建設に要する負担の同意、工期などを定めなければなりません。そして、国土交通大臣は、基本計画を定め、また、基本計画を変更し、または、廃止しようとする時は、あらかじめ関係要請機関の長に協議し、定められたダム使用权の設定予定者の意見を聞かなければならないとなっておりますが、ある日突然、一方的に、ダム本体工事を中止するというふうに明言し、未だに着工していない状況では、負担同意したダム使用权の設定予定者は、一体どうなるのでしょうか。また、地元住民は、どのように対応したら良いのでしょうか。民主党のダム事業の見直しをする判断についてでございますが、ダム本体に着手しているか否かによって判断すると伺っております。岩手県の胆沢ダムは、本体に着手しているので、中止しないというお話を聞いたことがございます。一体それで良いのでしょうか。八ッ場ダムのようにダム本体の工事に着手していないダムは中止にし、再度検証していく判断は正しいのでしょうか。ダム本体工事に着手していなくても、先ほどお話ししたように、道路や鉄道の切り回し工事や小中学校の新築工事、水没家屋の移転費用など、ダム本体工事の着手する前に実施すべきものがございまして、八ッ場ダムの場合は、既に事業ベースで約75%の進捗率であり、ダム本体の工事は、事業ベースでたったの75%程度であり、事業費75%の判断ではなく、ダム本体のわずかな15%の判断で決定するのは、正しい判断ではないと思っております。また、事業費ベースの進捗率が8割近くに達しているのに、今更検証するような時期ではないと私は考えております。もし仮に、八ッ場ダムの代替案を検証する場合には、八ッ場ダムの事業費は、もう既に4分の3を費やしてしまっておりますので、代替案は八ッ場ダム事業費の4分の1で事業を実施しなければ、八ッ場ダムの事業費を現在の八ッ場ダムの事業費を超えることとなります。そして、八ッ場ダムで開発される水利権量や同じような治水効果が得られなければ、費用負担を求められても、ダム使用权の設定予定者は、負担増にできないのではないのでしょうかと懸念しております。また、八ッ場ダムを中止にした場合には、地元では、先ほどお話ししましたが、用地買収に協力して、高台に移転した方々、また、移転しないでまだ低いところに分離され、長野原町の町民は二分化してしまうなど、新たな問題を抱えることとなります。更に、ダム事業用地として、既にも買収した土地について、どのように終止符を打つのか、大変な問題をまた、新たに抱えることになるのではないかなと心配しているところでございます。このように、八ッ場ダムを中止した場合には、八ッ場ダム事業費の増額はダム使用权の設定予定者の負担同意も厳しく、また、長野原町の地域住民を二分化してしまう問題や、そして、事業用地として既にも買収した用地の取り扱いをどうする、など、大きな課題を抱えることとなります。このように、事業費ベースで既に8割も進んでいる状況下で、代替案を検証し、実施した場合には、更に異なった新たな大きな問題や課題を引き起こすことになると思っております。そういうことで、現在は、検証するような時期ではないのではないかというふうに考えております。検証作業などは、早急に片付け、本体の工事に取掛かり、1日も早く完成させてもらいたいと願っております。今、発表いたしました常日頃から感じていたことにつきまして、率直に意見を述べさせていただきましたが、やっぱり八ッ場ダムは、先ほども、ダム本体については事業費の15%でできるというよ

うなお話でございますので、非常に効率の良いダムだというふうに考えております。また、流域面積が広く、多くの水を集めることができ、大変に効率の良いダムであり、利根川上流ダム群と合わせて、本県の安定給水に寄与するものと信じております。埼玉県の水利用は、先ほども申しましたけれども、3割が豊水暫定水利用であり、水道水の水源として八ッ場ダムが必要であり、1日も早く安定水利用を取得し、安心・安全・安定した水道水の給水に努めていってほしいというふうに考えております。従いまして、ダム事業の検証作業が行われておりますが、総合的な評価結果を真摯に受け止め、早急に継続という最終判断がなされ、1日も早く完成するように強く望んでいるところでございます。

以上で発表を終わります。

以上